

○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令 新旧対照表

一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十一号）（抄）（平成二十六年四月一日施行）

（第一条関係）

改 正 後	現 行
<p>第四条の二 法第十九条の四の二の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる記載の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。</p> <p>一 法第二十一条第三項の規定により入院を継続する必要があるかどうかの判定に係る記載</p> <p>イ 法第二十一条第三項の規定による措置を採つた年月日及び時刻並びに解除した年月日及び時刻</p> <p>ロ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 法第三十三条第一項又は第三項の規定による入院を必要とするかどうか及び法第二十条の規定による入院が行われる状態にないかどうかの判定に係る記載</p> <p>イ 法第三十三条第一項又は第三項の規定による措置を採つたときの症状</p> <p>ロ 法第二十条の規定による入院が行われる状態にないと判定した理由</p> <p>四 法第三十三条の七第一項の規定による入院を必要とするかどうか及び法第二十条の規定による入院が行われる状態にないかどうかの判定に係る記載</p> <p>イ 法第三十三条の七第一項の規定による措置を採つた年月日及び時刻並びに解除した年月日及び時刻</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ 法第二十条の規定による入院が行われる状態にないと判定し</p>	<p>第四条の二 法第十九条の四の二の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる記載の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。</p> <p>一 法第二十二条の四第三項の規定により入院を継続する必要があるかどうかの判定に係る記載</p> <p>イ 法第二十二条の四第三項の規定による措置を採つた年月日及び時刻並びに解除した年月日及び時刻</p> <p>ロ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 法第三十三条第一項の規定による入院を必要とするかどうか及び法第二十二条の三の規定による入院が行われる状態にないかどうかの判定に係る記載</p> <p>イ 法第三十三条第一項の規定による措置を採つたときの症状</p> <p>ロ 法第二十二条の三の規定による入院が行われる状態にないと判定した理由</p> <p>四 法第三十三条の四第一項の規定による入院を必要とするかどうか及び法第二十二条の三の規定による入院が行われる状態にないかどうかの判定に係る記載</p> <p>イ 法第三十三条の四第一項の規定による措置を採つた年月日及び時刻並びに解除した年月日及び時刻</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ 法第二十二条の三の規定による入院が行われる状態にない</p>

た理由

五〇八 (略)

第五条 法第二十一条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〇三 (略)

四 法第二十一条第二項に規定する退院の申出により退院できる旨並びに同条第三項及び第四項後段の規定による措置に関する事項

第五条の二 法第二十一条第四項の厚生労働省令で定める精神科病院の基準は、次のとおりとする。

一 法第三十三条の七第一項の規定による都道府県知事の指定を受けていること又は受ける見込みが十分であること。

二〇三 (略)

四 法第二十一条第四項後段の規定による措置について審議を行うため、事後審査委員会を設けていること。

五 (略)

第五条の三 法第二十一条第四項の厚生労働省令で定める医師の基準は、次のとおりとする。

一〇三 (略)

第五条の四 法第二十一条第五項において準用する法第十九条の四の二に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 法第二十一条第四項後段の規定による措置を採った年月日及び

判定した理由

五〇八 (略)

第五条 法第二十二条の四第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〇三 (略)

四 法第二十二条の四第二項に規定する退院の申出により退院できる旨並びに同条第三項及び第四項後段の規定による措置に関する事項

第五条の二 法第二十二条の四第四項の厚生労働省令で定める精神科病院の基準は、次のとおりとする。

一 法第三十三条の四第一項の規定による都道府県知事の指定を受けていること又は受ける見込みが十分であること。

二〇三 (略)

四 法第二十二条の四第四項後段の規定による措置について審議を行うため、事後審査委員会を設けていること。

五 (略)

第五条の三 法第二十二条の四第四項の厚生労働省令で定める医師の基準は、次のとおりとする。

一〇三 (略)

第五条の四 法第二十二条の四第五項において準用する法第十九条の四の二に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 法第二十二条の四第四項後段の規定による措置を採った年月日

時刻並びに解除した年月日及び時刻

二 (略)

第五条の五 法第二十一条第四項後段の規定による措置を採つた精神科病院の管理者は、当該措置を採つた日から一月以内に、次の各号に掲げる事項に関する記録を作成し、保存しなければならない。

一・二 (略)

三 診察した法第二十一条第四項に規定する特定医師（以下「特定医師」という。）の氏名

四～六 (略)

七 当該措置から十二時間以内に法第二十一条第三項の規定による診察をした指定医の氏名及び診察した日時

八 前号の診察の結果、法第二十一条第三項の措置は必要ないと認めるときは、その理由

九 (略)

第六条 法第二十一条第七項、第二十九条第三項（法第二十九条の二第四項及び第三十三条の八において準用する場合を含む。）及び第三十三条の三第一項本文の厚生労働省令で定める事項は、第五条第二号に掲げる事項とする。

第九条 法第二十九条の五の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～七 (略)

(削除)

及び時刻並びに解除した年月日及び時刻

二 (略)

第五条の五 法第二十二条の四第四項後段の規定による措置を採つた精神科病院の管理者は、当該措置を採つた日から一月以内に、次の各号に掲げる事項に関する記録を作成し、保存しなければならない。

一・二 (略)

三 診察した法第二十二条の四第四項に規定する特定医師（以下「特定医師」という。）の氏名

四～六 (略)

七 当該措置から十二時間以内に法第二十二条の四第三項の規定による診察をした指定医の氏名及び診察した日時

八 前号の診察の結果、法第二十二条の四第三項の措置は必要ないと認めるときは、その理由

九 (略)

第六条 法第二十二条の四第七項、第二十九条第三項（法第二十九条の二第四項及び第三十三条の五において準用する場合を含む。）及び第三十三条の三本文の厚生労働省令で定める事項は、第五条第二号に掲げる事項とする。

第九条 法第二十九条の五の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～七 (略)

八 保護者の住所、氏名、性別、生年月日及び患者との続柄

第十三条 第五条の二の規定は、法第三十三条第四項の厚生労働省令で定める基準について準用する。この場合において、第五条の二第四号中「法第二十一条第四項」とあるのは、「法第三十三条第四項」と読み替えるものとする。

第十三条の二 法第三十三条第五項において準用する法第十九条の四の二に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 (略)
- 二 法第二十条の規定による入院が行われる状態にないと判定した理由

第十三条の三 法第三十三条第一項又は第三項の規定による措置を採ろうとする場合において、同条第四項後段の規定による措置を採つた精神科病院の管理者は、当該措置を採つた日から一月以内に、次の各号に掲げる事項に関する記録を作成し、保存しなければならない。

- 一 五 (略)
- 六 法第二十条の規定による入院が行われる状態にないと判定した理由
- 七・八 (略)
- 九 前号の診察の結果、法第三十三条第一項又は第三項の措置は必要ないと認めたときは、その理由
- 十 (略)

十一 入院について同意した法第三十三条第一項に規定する家族等 (以下「家族等」という。)の住所、氏名、性別、生年月日及び

第十三条 第五条の二の規定は、法第三十三条第四項の厚生労働省令で定める基準について準用する。この場合において、第五条の二第四号中「法第二十二条の四第四項」とあるのは、「法第三十三条第四項」と読み替えるものとする。

第十三条の二 法第三十三条第五項において準用する法第十九条の四の二に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 (略)
- 二 法第二十二条の三の規定による入院が行われる状態にないと判定した理由

第十三条の三 法第三十三条第一項の規定による措置を採ろうとする場合において、同条第四項後段の規定による措置を採つた精神科病院の管理者は、当該措置を採つた日から一月以内に、次の各号に掲げる事項に関する記録を作成し、保存しなければならない。

- 一 五 (略)
- 六 法第二十二条の三の規定による入院が行われる状態にないと判定した理由
- 七・八 (略)
- 九 前号の診察の結果、法第三十三条第一項の措置は必要ないと認めたときは、その理由
- 十 (略)

十一 保護者の住所、氏名、性別、生年月日及び患者との続柄

患者との続柄

(削除)

(削除)

第十三条の四 法第三十三条第七項の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 法第三十三条第一項又は第三項の規定による措置に係る届出
イ〜ニ (略)

ホ 法第二十條の規定による入院が行われる状態にないと判定した理由

ヘ (略)

ト 推定される入院期間（法第三十三条第一項又は第三項の規定による措置を採つた場合に限る。以下同じ。）

チ・リ (略)

又 入院について同意した家族等の住所、氏名、性別、生年月日及び患者との続柄

(削除)

十二 保護者が法第二十条第二項第四号に掲げる者（以下「選任保護者」という。）であるときは、その選任年月日

2 法第三十三条第二項の規定による措置を採ろうとする場合において、同条第四項後段の規定による措置を採つた精神科病院の管理者は、当該措置を採つた日から一月以内に、次の各号に掲げる事項に関する記録を作成し、保存しなければならない。

一 前項第一号から第十号までに掲げる事項

二 入院について同意した扶養義務者の住所、氏名、性別、生年月日及び患者との続柄

三 法第二十条第二項第四号の規定による家庭裁判所の選任の申立年月日

第十三条の四 法第三十三条第七項の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 法第三十三条第一項の規定による措置に係る届出
イ〜ニ (略)

ホ 法第二十二條の三の規定による入院が行われる状態にないと判定した理由

ヘ (略)

(新規)

ト・チ (略)

リ 保護者の住所、氏名、性別、生年月日及び患者との続柄

又 保護者が選任保護者であるときは、その選任年月日

ル 法第三十三条の四の規定により選任された退院後生活環境相談員の氏名

ヲ 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第一条の五に規定する入院診療計画書に記載する事項

（削除）

二 法第三十三条第一項又は第三項の規定による措置を採ろうとする場合において、同条第四項後段の規定による措置を採つた場合の届出

イ〜ハ （略）

ニ 前号の診察の結果、法第三十三条第一項又は第三項の措置は必要ないと認めるときは、その理由

ホ 第一号イ、ロ、ニからへまで、又及びヲに掲げる事項

（削除）

第十四条 法第三十三条の二の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〜六 （略）

二 法第三十三条第二項の規定による措置に係る届出

イ 入院について同意した扶養義務者の住所、氏名、性別、生年月日及び患者との続柄

ロ 法第二十条第二項第四号の規定による家庭裁判所の選任の申立年月日

ハ 法第三十四条第二項の規定による移送の有無

ニ 前号イからホまで及びトに掲げる事項

三 法第三十三条第一項の規定による措置を採ろうとする場合において、同条第四項後段の規定による措置を採つた場合の届出

イ〜ハ （略）

ニ 前号の診察の結果、法第三十三条第一項の措置は必要ないと認めるときは、その理由

ホ 第一号イ、ロ、ニからへまで、リ及びヌに掲げる事項

四 法第三十三条第二項の規定による措置を採ろうとする場合において、同条第四項後段の規定による措置を採つた場合の届出

イ 第一号イ、ロ及びニからへまでに掲げる事項

ロ 第二号イ及びロに掲げる事項

ハ 前号イからニまでに掲げる事項

第十四条 法第三十三条の二の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〜六 （略）

(削除)

第十五条 法第三十三条の三第二項の規定により診療録に記載しなければならぬ事項は、次のとおりとする。

一 法第三十三条の三第一項本文に規定する事項（以下「医療保護入院に係る告知事項」という。）のうち知らせなかつたもの

二・三 (略)

第十五条の二 法第三十三条の四の厚生労働省令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 次のイからホまでに掲げる者であつて、精神障害者に関する当該イからホまでに定める業務に従事した経験を有するもの

イ 保健師 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第二条に規定する業務

ロ 看護師 保健師助産師看護師法第五条に規定する業務

ハ 准看護師 保健師助産師看護師法第六条に規定する業務

ニ 作業療法士 理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第二百三十七号）第二条第四項に規定する業務

ホ 社会福祉士 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第二条第一項に規定する業務

二 前号に掲げる者以外の者で、三年以上、精神障害者及びその家族等からの精神障害者の退院後の生活環境に関する相談及びこれらの者に対する指導についての実務に従事した経験を有するもの

第十五条の三 法第三十三条の四の規定による退院後生活環境相談員の選任は、法第三十三条第一項又は第三項の規定による措置が採ら

七 保護者の住所、氏名、性別、生年月日及び患者との続柄

第十五条 法第三十三条の三の規定により診療録に記載しなければならない事項は、次のとおりとする。

一 法第三十三条の三本文に規定する事項（以下「医療保護入院に係る告知事項」という。）のうち知らせなかつたもの

二・三 (略)

(新規)

(新規)

れた日から七日以内に行わなければならない。

第十五条の四 医療保護入院者（法第三十三条の二に規定する医療保護入院者をいう。以下同じ。）を入院させている精神科病院の管理者は、法第三十三条の五に規定する地域援助事業者（第十五条の七第三項第二号において「地域支援事業者」という。）を紹介するに当たっては、当該地域援助事業者の連絡先を記載した書面を交付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

第十五条の五 法第三十三条の五の厚生労働省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十六項に規定する一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者
- 二 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第十一項に規定する特定施設入居者生活介護を行う者
- 三 介護保険法第八条第十八項に規定する小規模多機能型居宅介護を行う者（介護支援専門員（同法第七条第五項に規定する介護支援専門員をいう。以下同じ。）を有するものに限る。）
- 四 介護保険法第八条第十九項に規定する認知症対応型共同生活介護を行う者（介護支援専門員を有するものに限る。）
- 五 介護保険法第八条第二十項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護を行う者
- 六 介護保険法第八条第二十一項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う者
- 七 介護保険法第八条第二十二項に規定する複合型サービスを行う者

（新規）

（新規）

八 介護保険法第八条第二十三項に規定する居宅介護支援事業を行う者

九 介護保険法第八条第二十六項に規定する介護福祉施設サービスを行う者

十 介護保険法第八条第二十七項に規定する介護保健施設サービスを行う者

十一 介護保険法第八条の第十一項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護を行う者

十二 介護保険法第八条の第十六項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護を行う者

十三 介護保険法第八条の第十七項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護を行う者（介護支援専門員を有するものに限る。）

十四 介護保険法第八条の第十八項に規定する介護予防支援事業を行う者（介護支援専門員を有するものに限る。）

十五 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養施設サービスを行う者

第十五条の六 精神科病院の管理者は、入院期間が一年未満である医療保護入院者の第十三条の四第一号トに規定する推定される入院期間又は次項に規定する入院期間が経過することに、当該医療保護入院者の入院を継続する必要があるかどうかの審議を行うため、医療保護入院者退院支援委員会（以下「委員会」という。）を開催しなければならぬ。

2 委員会は、前項の規定による審議の結果、当該審議に係る医療保

（新規）

護入院者の入院を継続する必要があると認めるときは、委員会が開催された日から当該医療保護入院者の退院までに必要と認められる入院期間（次項に規定する場合を除き、当該医療保護入院者の入院の日から一年未満の範囲内の期間に限る。）及び退院に向けた取組の方針を定めなければならない。

3 委員会は、第一項の規定による審議の結果、当該審議に係る医療保護入院者の医療及び保護のため当該医療保護入院者の入院の日から一年以上入院を継続する必要があると認めるときは、第二項に規定する入院期間として、当該入院の日から一年以上の期間を定めることができる。

4 第一項及び第二項の規定は、前項の規定による入院期間を定められた医療保護入院者に係る入院期間の経過について準用する。この場合において、第一項中「入院期間が一年未満である医療保護入院者」とあるのは「医療保護入院者」と、「第十三条の四第一号トに規定する推定される入院期間又は次項に規定する入院期間が経過すること」とあるのは「次項に規定する入院期間が経過すること」と、「医療保護入院者退院支援委員会（以下「委員会」という。）を開催しなければならない」とあるのは「医療保護入院者退院支援委員会を開催することができる」と、第二項中「入院期間（次項に規定する場合を除き、当該医療保護入院者の入院の日から一年未満の範囲内の期間に限る。）」とあるのは「入院期間」と読み替えるものとする。

5 精神科病院の管理者は、第一項の規定による審議の結果を当該審議に係る医療保護入院者及び同条第三項各号に掲げる者（同項の規定による通知を受けた者に限る。）に通知しなければならない。

第十五条の七 委員会は、次に掲げる者をもつて構成する。

（新規）

- 一 委員会の審議に係る医療保護入院者の主治医（当該主治医が指定医でない場合は、当該主治医及び当該医療保護入院者が入院している精神科病院に勤務する指定医）
 - 二 当該医療保護入院者が入院している精神科病院に勤務する看護師又は准看護師
 - 三 当該医療保護入院者について法第三十三条の四の規定により選任された退院後生活環境相談員（第二十条第一項第六号において「退院後生活環境相談員」という。）
 - 四 前三号に掲げる者以外の当該精神科病院の職員で、当該精神科病院の管理者から出席を求められたもの
- 2 精神科病院の管理者は、委員会の審議に係る医療保護入院者が委員会の構成員となることを希望するときは、委員会に、当該医療保護入院者を構成員として加えるものとする。この場合において、当該医療保護入院者は、委員会に出席し、又は書面により意見を述べることができる。
 - 3 精神科病院の管理者は、委員会の審議に係る医療保護入院者が次の各号に掲げる者を委員会の構成員とすることを希望するときは、あらかじめ、その旨をこれらの者に対し書面により通知するものとし、当該通知を受けた者が委員会の構成員となることを希望するときは、委員会に、当該希望する者を構成員として加えるものとする。この場合において、当該希望する者は、委員会に出席し、又は書面により意見を述べることができる。
 - 一 委員会の審議に係る医療保護入院者の家族等
 - 二 地域援助事業者その他の当該医療保護入院者の退院後の生活環境に関わる者

第十五条の八 精神科病院の管理者は、委員会の開催日その他委員会

（新規）

における審議の過程を文書により記録し、これを当該開催日から五年間保存しなければならない。

2 委員会の審議に係る医療保護入院者の主治医は、委員会が開催されたときは、遅滞なく、当該委員会の開催日を診療録に記載しなければならない。

第十六条 法第三十三条の七第三項において準用する法第十九条の四の二に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 法第三十三条の七第二項後段の規定による措置を採った年月日及び時刻並びに解除した年月日及び時刻

二 (略)

三 法第二十条の規定による入院が行われる状態にないと判定した理由

第十六条の二 法第三十三条の七第二項後段の規定による措置を採った精神科病院の管理者は、当該措置を採った日から一月以内に、次の各号に掲げる事項に関する記録を作成し、保存しなければならない。

一 五 (略)

六 法第二十条の規定による入院が行われる状態にないと判定した理由

七 (略)

八 当該措置から十二時間以内に法第三十三条の七第一項の規定による診察をした指定医の氏名及び診察した日時

九 前号の診察の結果、法第三十三条の七第一項の措置は必要ないと認めるときは、その理由

第十六条 法第三十三条の四第三項において準用する法第十九条の四の二に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 法第三十三条の四第二項後段の規定による措置を採った年月日及び時刻並びに解除した年月日及び時刻

二 (略)

三 法第二十二条の三の規定による入院が行われる状態にないと判定した理由

第十六条の二 法第三十三条の四第二項後段の規定による措置を採った精神科病院の管理者は、当該措置を採った日から一月以内に、次の各号に掲げる事項に関する記録を作成し、保存しなければならない。

一 五 (略)

六 法第二十二条の三の規定による入院が行われる状態にないと判定した理由

七 (略)

八 当該措置から十二時間以内に法第三十三条の四第一項の規定による診察をした指定医の氏名及び診察した日時

九 前号の診察の結果、法第三十三条の四第一項の措置は必要ないと認めるときは、その理由

十 法第三十三条の七第一項の厚生労働大臣の定める基準に基づき設置された事後審査委員会による審議を行った結果

十一 (略)

第十六条の三 法第三十三条の七第五項の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 法第三十三条の七第一項の規定による措置に係る届出

イ〜ニ (略)

ホ 法第二十条の規定による入院が行われる状態にないと判定した理由

ヘ〜チ (略)

二 法第三十三条の七第一項の規定による措置を採ろうとする場合において、同条第二項後段の規定による措置を採った場合の当該措置に係る届出

イ〜ハ (略)

ニ 当該措置から十二時間以内に法第三十三条の七第一項の規定による診察をした指定医の氏名及び診察した日時

ホ 前号の診察の結果、法第三十三条の七第一項の措置は必要ないと認めるときは、その理由

ヘ 前号イからハまで、ホ及びチに掲げる事項

第十九条 法第三十八条の二第一項前段の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〜九 (略)

(削除)

十 法第三十三条の四第一項の厚生労働大臣の定める基準に基づき設置された事後審査委員会による審議を行った結果

十一 (略)

第十六条の三 法第三十三条の四第五項の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 法第三十三条の四第一項の規定による措置に係る届出

イ〜ニ (略)

ホ 法第二十二条の三の規定による入院が行われる状態にないと判定した理由

ヘ〜チ (略)

二 法第三十三条の四第一項の規定による措置を採ろうとする場合において、法第三十三条の四第二項後段の規定による措置を採った場合の当該措置に係る届出

イ〜ハ (略)

ニ 当該措置から十二時間以内に法第三十三条の四第一項の規定による診察をした指定医の氏名及び診察した日時

ホ 前号の診察の結果、法第三十三条の四第一項の措置は必要ないと認めるときは、その理由

ヘ 前号イからハまで、ホ及びチに掲げる事項

第十九条 法第三十八条の二第一項前段の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〜九 (略)

十 保護者の住所、氏名、性別、生年月日及び患者との続柄

十一 保護者が選任保護者であるときは、その選任年月日

2・3 (略)

第二十条 法第三十八条の二第二項において準用する同条第一項前段の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三 (略)

四 法第二十条の規定による入院が行われる状態にないかどうかの検討

五 退院に向けた取組の状況

六 退院後生活環境相談員の氏名

七 前条第一項第一号、第二号、第六号、第八号及び第九号に掲げる事項

2 (略)

3 法第三十八条の二第二項において準用する同条第一項前段の規定による報告は、法第三十三条第一項又は第三項の規定による措置が採られた日の属する月の翌月を初月とする同月以後の十二月ごとの各月に行わなければならない。

第二十条の四 法第三十八条の二第三項の厚生労働省令で定める基準は、法第二十条の規定により入院している者が次に掲げる要件のいずれかを満たすこととする。

一・二 (略)

第二十一条 法第三十八条の三第一項及び第五項の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる報告又は届出の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一・二 (略)

三 法第三十三条第七項の規定による届出 第十三条の四第一号イ

2・3 (略)

第二十条 法第三十八条の二第二項において準用する同条第一項前段の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三 (略)

四 法第二十二条の三の規定による入院が行われる状態にないかどうかの検討

(新規)

五 前条第一項第一号、第二号、第六号及び第八号から第十号までに掲げる事項

2 (略)

3 法第三十八条の二第二項において準用する同条第一項前段の規定による報告は、法第三十三条第一項の規定による措置が採られた日の属する月の翌月を初月とする同月以後の十二月ごとの各月に行わなければならない。

第二十条の四 法第三十八条の二第三項の厚生労働省令で定める基準は、法第二十二条の三の規定により入院している者が次に掲げる要件のいずれかを満たすこととする。

一・二 (略)

第二十一条 法第三十八条の三第一項及び第五項の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる報告又は届出の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一・二 (略)

三 法第三十三条第七項の規定による届出 第十三条の四第一号イ

から又までに掲げる事項

四 (略)

第二十二條の二 法第三十九條第一項第六号の厚生労働省令で定める事項は、退去者が同項第五号に掲げる入院年月日より前に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五條第一項に規定する障害福祉サービス（次条第六号において「障害福祉サービス」という。）を利用していた場合における当該障害福祉サービスに係る事業を行う者の名称、所在地及び連絡先とする。

第二十二條の三 法第四十一條第二項第二号の厚生労働省令で定める場所は、次に掲げる場所とする。

- 一 精神障害者の居宅
- 二 法第六條第一項に規定する精神保健福祉センター
- 三 地域保健法（昭和二十二年法律第一百一号）第五條第一項に規定する保健所
- 四 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一條の五第一項に規定する病院及び同條第二項に規定する診療所（入院している精神障害者のみに対して医療を提供する場所を除く。）
- 五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五條第十五項に規定する共同生活援助を行う住居
- 六 前各号に掲げるもののほか、精神障害者に対して保健医療サービス及び福祉サービスを提供する場所

第二十三條 法第四十五條第一項の厚生労働省令で定める書類は、第一号又は第二号に掲げる書類及び第三号に掲げる書類とする。

一 (略)

から又までに掲げる事項

四 (略)

(新規)

(新規)

第二十三條 法第四十五條第一項の厚生労働省令で定める書類は、第一号又は第二号に掲げる書類及び第三号に掲げる書類とする。

一 (略)

二 次に掲げる精神障害を支給事由とする給付を現に受けていることを証する書類の写し
イ・ロ (略)

ハ 昭和六十年改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による障害年金（職務外の事由によるものに限る。）

三 (略)

第二十六条 令第七条第一項の規定により精神障害者保健福祉手帳交付台帳に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 精神障害者の氏名、住所及び生年月日
- 二 四 (略)

別記様式第三号
(裏表紙)

備 考

1. 医療や生活などのことで相談したいときは、市町村役場、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所などに御相談下さい。
2. 住所や氏名が変わったときは、変更届を出してください。
3. この手帳を万が一なくしたりしたときは、再交付を申請してください。
4. この手帳は、他人に譲ったり、貸したりすることはできません。
5. 更新の申請は、有効期限の3か月前から市町村役場で行うことができます。

(表表紙)

障 害 者 手 帳

都道府県(指定都市)名

(内面左)

氏名

住所

生年月日

障害等級

手帳番号

号

(注意) 縦9cm×横6cmを標準とすること。

(内面右)

交付日 年 月 日

有効期限 年 月 日

(更新)

(更新)

(更新)

(更新)

都道府県(指定都市)名 印

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳)

二 次に掲げる精神障害を支給事由とする給付を現に受けていることを証する書類の写し
イ・ロ (略)

(新規)

ハ ト (略)

三 (略)

第二十六条 令第七条第一項の規定により精神障害者保健福祉手帳交付台帳に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 精神障害者の氏名、性別、住所及び生年月日
- 二 四 (略)

別記様式第三号
(裏表紙)

備 考

1. 医療や生活などのことで相談したいときは、市町村役場、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所などに御相談下さい。
2. 住所や氏名が変わったときは、変更届を出してください。
3. この手帳を万が一なくしたりしたときは、再交付を申請してください。
4. この手帳は、他人に譲ったり、貸したりすることはできません。
5. 更新の申請は、有効期限の3か月前から市町村役場で行うことができます。

(表表紙)

障 害 者 手 帳

都道府県(指定都市)名

(内面左)

氏名

住所

生年月日

性別

障害等級

手帳番号

号

(注意) 縦9cm×横6cmを標準とすること。

(内面右)

交付日 年 月 日

有効期限 年 月 日

(更新)

(更新)

(更新)

(更新)

都道府県(指定都市)名 印

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳)

二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十一号）（抄）（平成二十九年四月一日施行）
（第二条関係）
（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第十五条の二（略）</p> <p>二 前号に掲げる者以外の者で、三年以上、精神障害者及びその家族等からの精神障害者の退院後の生活環境に関する相談及びこれらの者に対する指導についての実務に従事した経験を有し、かつ、厚生労働大臣が定める研修を修了したもの</p>	<p>第十五条の二（略）</p> <p>二 前号に掲げる者以外の者で、三年以上、精神障害者及びその家族等からの精神障害者の退院後の生活環境に関する相談及びこれらの者に対する指導についての実務に従事した経験を有するもの</p>

三 沖縄の復帰に伴う厚生省関係の特例に関する省令（昭和四十七年厚生省令第二十二号）（抄）
 （附則第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（精神障害者の医療に関する特別措置）</p> <p>第二条 令第三条第一項の規定による医療費の支給を受けようとする者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）<u>第三十三条第二項に規定するその家族等</u>（次項において「家族等」という。）は、医療費支給申請書に、次に掲げる書類を添えて、これを沖縄県知事に提出しなければならない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>2 令第三条第一項前段に規定する者又はその<u>家族等</u>は、当該精神障害について同条第五項に規定する保険医療機関等から医療を受け、又は受けさせようとするときは、当該保険医療機関等に証明書を提示しなければならぬ。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。</p> <p>3・4 （略）</p>	<p>（精神障害者の医療に関する特別措置）</p> <p>第二条 令第三条第一項の規定による医療費の支給を受けようとする者又は精神保健法（昭和二十五年法律第百二十三号）<u>第二十条若しくは第二十一条に規定するその保護者</u>（以下「保護者」という。）は、医療費支給申請書に、次に掲げる書類を添えて、これを沖縄県知事に提出しなければならない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>2 令第三条第一項前段に規定する者又はその<u>保護者</u>は、当該精神障害について同条第五項に規定する保険医療機関等から医療を受け、又は受けさせようとするときは、当該保険医療機関等に証明書を提示しなければならぬ。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。</p> <p>3・4 （略）</p>